

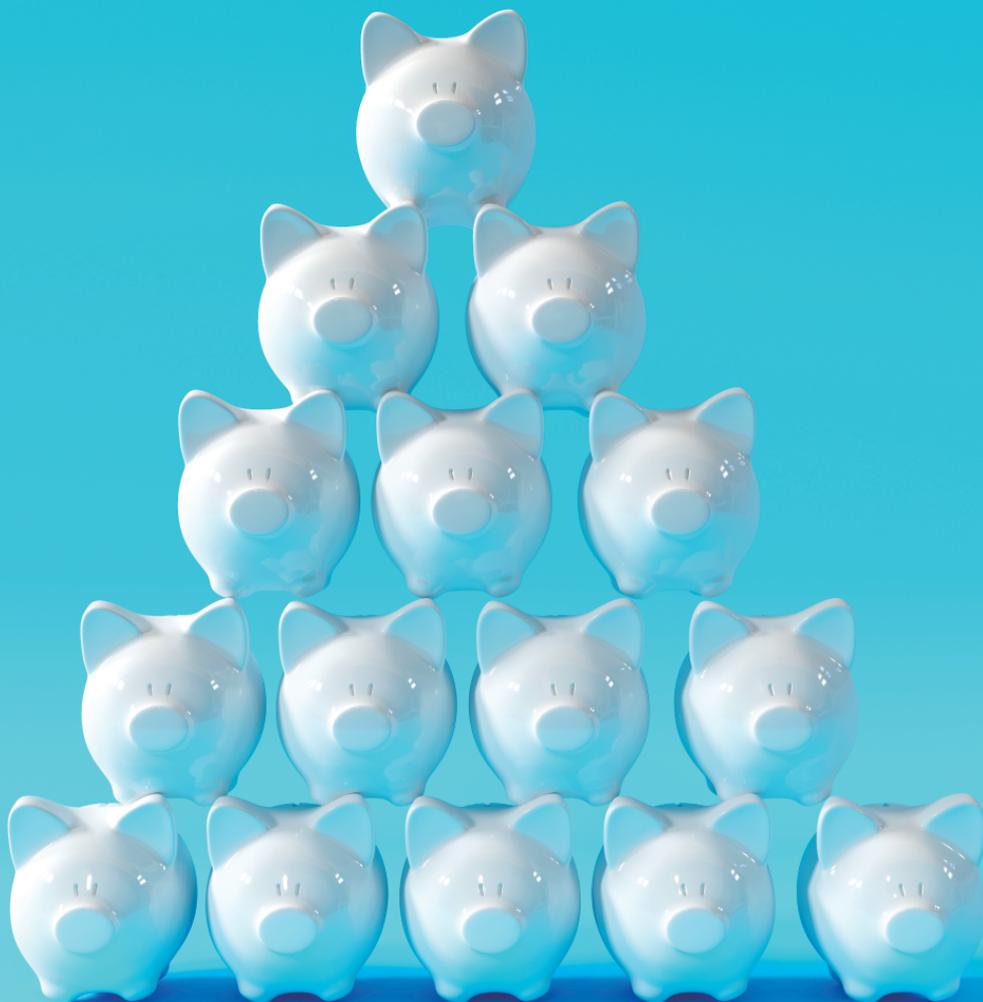
それぞれの人生を豊かに

enrich
each
life



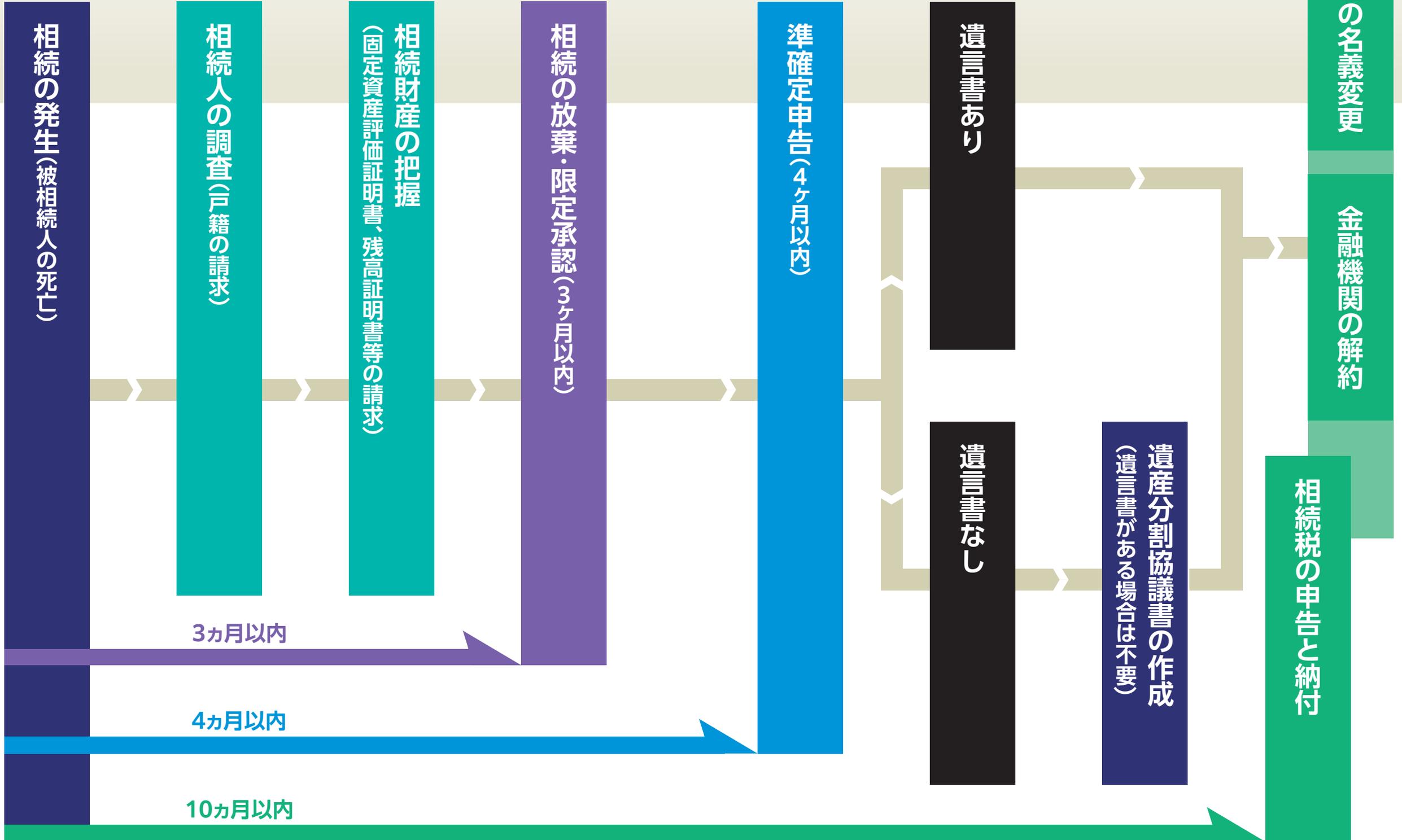
<http://www.eel-tax.co.jp>

相続で お困りの方へ





相続手続の全体像 flowchart





相続手続の種類 checklist

市町村役場への手続		
<input type="checkbox"/>	死亡届	7日以内
<input type="checkbox"/>	火葬・埋葬許可申請書提出	死亡届と同時に
<input type="checkbox"/>	世帯主の名義変更	14日以内
<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格喪失届	14日以内
<input type="checkbox"/>	介護保険資格喪失届	14日以内
<input type="checkbox"/>	国民年金受給停止手続	14日以内
<input type="checkbox"/>	死亡一時金請求	2年以内
<input type="checkbox"/>	葬祭費請求	2年以内
<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金請求	5年以内
<input type="checkbox"/>	寡婦年金請求	5年以内
年金事務所への手続		
<input type="checkbox"/>	年金受給停止手続	10日以内
<input type="checkbox"/>	埋葬料の請求	2年以内
<input type="checkbox"/>	高額医療費の請求	2年以内
<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金請求	5年以内
税務署への手続		
<input type="checkbox"/>	青色申告承認申請書の提出	4ヶ月以内（場合によって異なる）
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告書の提出	4ヶ月以内
<input type="checkbox"/>	相続税の申告書の提出	10ヶ月以内
家庭裁判所への手続		
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認	速やかに
<input type="checkbox"/>	相続放棄の申し立て	3ヶ月以内
法務局への手続		
<input type="checkbox"/>	不動産の名義変更	3年以内(2024年4月1日から)



誰が相続人になるか relationship

相続人とは**相続する権利がある人**をいい、
相続分とは**相続人が遺産を相続できる法律上の割合**のことをいいます。
なお、相続分については必ずその割合で相続しなくてはならないわけではなく
相続人全員が納得すれば、遺産分割協議により
どんな割合でも相続することもできます。



1 第一順位 配偶者と子

相続分は配偶者が1/2、子が1/2となる

2 第二順位 配偶者と父母

相続分は配偶者が2/3
父母がそれぞれ1/3×1/2=1/6となる

3 第三順位 配偶者と兄弟姉妹

相続分は配偶者が3/4
兄弟姉妹がそれぞれ1/4×1/2=1/8となる

4 代襲の場合 孫

相続分は配偶者が1/2、孫が1/2となる

Q 小規模宅地の特例ってなんですか？

A 相続人が土地を相続したら、相続税申告をすることを条件に使える特例です。簡単に言うと、同居していた人が居住用の土地を相続すると80%減額できたり賃貸物件を相続すると50%減額できたりする特例があります。
(例：居住用の1億円の土地を相続→8,000万円の減額が可能となり2,000万円に)
要件が複雑な特例となりますので、詳しくはお問い合わせください。

Q 生命保険金の非課税ってなんですか？

A 死亡保険金であれば500万円×法定相続人の数まで非課税となります。入院保険金は非課税となりませんのでお気をつけください。
※法定相続人とは、実際に相続した人ではなく相続する権利を持つ人を指します。

Q 名義預金ってなんですか？

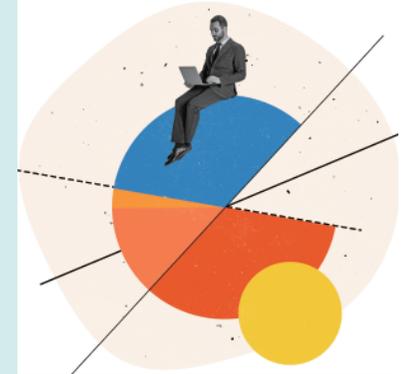
A よくある例ですと、身動きがとれない父の介護のため、子が父の口座から1,000万円を自分の口座に移したとします。その1,000万円を元手に介護をしていたが、数年後に父が亡くなりました。その際に仮に300万円が残っていたら、その300万円は子の口座にはあるが、元手は父のお金であるため、父の相続財産ということになり、相続税の計算対象となります。これがいわゆる名義預金というものであり、税務調査の対象となりやすいものです。ご不安なことがあればお問い合わせください。

Q 手許現金ってなんですか？

A 銀行に預けている預金とは別に、お財布や金庫、タンスなどにある現金も申告しなくてはなりません。よくある例ですと、口座凍結を恐れて父が亡くなる前に葬式代を事前に200万円引き出したとします。(仮に3月20日)、その後3月22日に父が亡くなり3月25日に葬式代として200万円使ったとします。この場合、引き出した200万円を葬式代として全て使ったから今はもう残っていないよとおっしゃる方が多いのですが、相続税というのはあくまで亡くなった3月22日にある財産を申告しなくてはなりません。そのため、3月22日はまだ200万円を使用せず残っているので、手許現金200万円を申告することとなります。なお、使用した葬式代200万円は相続税の計算上控除することができます。

1 | 相続税専門スタッフが対応

税理士といっても全ての税金に精通している訳ではなく、特に「相続税」については申告経験がない税理士も多くいます。相続税は難しい税金であり税理士によっては税額が大幅に変動してしまうため、中には相続税に詳しくない税理士に依頼して相続税を多く払い過ぎてしまったというケースも少なくありません。弊社は経験豊富な相続税専門スタッフが対応させていただきますので、安心してお任せください。



2 | スピード申告最短1ヶ月

相続税の申告は、被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10ヶ月以内にすれば良いことから比較的余裕があるように感じます。しかし、故人を偲び、四十九日を過ぎた辺りからお仕事の合間を縫って、慣れない遺産整理業務や行政手続きをしていると申告期限はあっという間に到来します。気づいたときには申告期限まで1ヶ月ということもあるでしょう。弊社は相続税専門のチームがスピード感をもって対応させていただきます。



3 | 遺産整理業務も丸投げOK

相続が発生し、最も大変なことのひとつが遺産整理業務です。預金口座の解約、名義変更、残高証明書の発行等、平日の日中しか開いていない金融機関での手続きは、お仕事をされている方にはとても困難です。弊社はその面倒な手続き一式を代理で行うことが可能です。委任状さえ書いて頂ければ、面倒な遺産整理業務も丸投げして頂けます。相続のプロが行うので、安心してお任せください。



4 | 夜間、土日対応可能

事前にご予約いただければ、夜間や土日祝日の対応も可能です。また、ZOOMやお電話のみでのご相談も可能です。

このパンフレットをご覧のうえ、
ご依頼いただいた方には、
相続税申告報酬の10%を
お値引きさせていただきます。



相続部門 代表
税理士

三村修斗

Shuto Mimura

出身：川崎市

趣味：バイク、ペット（ブタ）、スマブラ

座右の銘：実るほど頭を垂れる稲穂かな



相続というものは人生でそう多く経験するものではありません。それに加えて煩雑で専門性が高いため、多くの方が初めての経験で不安になることが多いと思います。そんな不安を取り除くべく、尽力させていただきます。

税理士は堅いというイメージがあるかもしれませんが、まずは相続でご不安なことがあればお気軽にご相談ください。

eel 税理士法人

eel tax accountant office

【東京事務所】

〒151-0063

東京都渋谷区富ヶ谷1-9-15 星ビル3F

tel : 03-6407-1269

- 小田急小田原線 代々木八幡駅から徒歩4分
- 東京メトロ千代田線 代々木公園駅から徒歩2分
- 東京メトロ千代田線、副都心線 明治神宮前駅から徒歩15分
- JR渋谷駅 東京メトロ渋谷駅から徒歩15分

【静岡事務所】

〒420-0852

静岡県静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー1F

tel : 054-686-5589



無料相談実施中(平日のみ)

事務所面談、またはオンライン面談（2時間まで）

無料でご相談受け付けます。

お電話、メールまたはLINEでご予約ください。

 **03-6407-1269**

メール : s-mimura@eel-tax.com LINE ID : [s-mimura@eel-tax](https://line.me/tv/p/s-mimura@eel-tax)

お気軽にお問い合わせください [受付時間] 月～金 9:00～18:00

担当:三村、矢野まで

夜間や休日の場合は三村の携帯電話の番号 080-7494-6851 までお問い合わせください